

## 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領

佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成27年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、市の入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対し、入札参加を適切にし、厳正かつ円滑な契約事務の執行を期するため、指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

（指名停止等）

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止（市の入札に参加する資格及び随意契約のための見積書の徴取を一定期間停止する措置をいう。）を行うものとする。

- 2 市長は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ佐賀警察署長の意見を聴くものとする。
- 3 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、市工事等の契約に関し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 市長は、別表各号に定めのない事項について、有資格業者が佐賀県内の他の地方公共団体から指名停止の措置を受けていることが判明したときその他必要があると認められるときは、指名回避の措置をとるものとする。この場合は、総務部長専決により措置する。
- 5 前項の規定による指名回避措置を受けた有資格業者については、第3項の規定を準用する。この場合において、指名回避措置の期間は、別表第1に相当する事由については2週間、別表第2に相当する事由については1か月とする。ただし、必要があると認められるときは、当該期間を延長することができる。
- 6 市長は、指名停止又は指名回避に至らない場合の措置として、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。
- 7 有資格業者でない者で措置要件のいずれかに該当する者が有資格業者となった場合は、措置要件のいずれかに該当することが判明したとき（他の有資格業者について同一の行為により指名停止を行っているときは、当該他の有資格業者に係る指名停止期間の初日）を指名停止期間の初日とする仮の指名停止期間を算定し、有資格業者となった日から当該仮の指名停止期間の末日まで指名停止を行うことができるものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、指名停止を行うものとする。

3 契約担当者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体を指名してはならない。当該共同企業体を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1の事案につき別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第1号から第3号までの措置要件に該当することとなったとき又は同表第4号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第4号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に該当する場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期よりも短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該期間が24月を超えるときは24月とする。)まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行うに際し、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当するときは、指名停止の期

間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号から第12号までに該当したとき。
  - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
  - (3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）、談合（刑法第96条の6第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）又は入札談合等関与行為（入札談合等関与行為防止法第8条に規定する行為をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- 2 市長は、有資格業者が別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。
- 3 市長は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に市に当該違反行為に係る事実を報告したのものについては、別表第2第7号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間を2分の1に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

（指名停止期間の端数の取扱い）

第6条 月を単位として指名停止の期間を計算する場合において、指名停止の期間に月未満の端数を生じた場合は、当該月未満の端数の日数は、1月を4週間とみなした場合の日数とする。

（指名停止等の通知）

第7条 市長は、第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書（様式第1号）により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（様式第2号）により、同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（様式第3号）により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の理由が

市工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の措置の公表)

第8条 市長は、有資格業者に対し指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者に係る次の事項を公表する。指名停止の期間中に指名停止期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

- (1) 商号又は名称及び所在地又は住所
- (2) 登録業種
- (3) 指名停止期間
- (4) 事案の概要
- (5) 指名停止の根拠
- (6) 発注実績
- (7) その他必要と認める事項

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中、指名停止に係る有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一部下請負の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中、指名停止に係る有資格業者が市工事等の一部を下請負することを承認してはならない。

(苦情申立て)

第11条 第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更(ただし、期間の延長の場合に限る。)、第2条第4項の規定による指名回避又は第2条第6項の規定による書面による警告又は注意を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

## 市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事等の契約において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札前（随意契約の場合は契約前）の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	1 か月以上 3 か月以内
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	2 週間以上 4 か月以内
<p>(安全管理の措置が不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>6 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	1 か月以上 3 か月以内

(安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4か月以内
8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2か月以内

別表第2

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、佐賀市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 前号のイからハマまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 第1号のイ又はロに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>

<p>5 県内において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上9か月以内</p>
<p>6 県外において、他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>7 第1号のイに掲げる者が、市工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>4か月以上12か月以内</p>
<p>8 第1号のロ又はハに掲げる者が、市工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>9 第1号のイに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>10 第1号のロ又はハに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>2か月以上12か月以内</p>
<p>11 第1号のイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>
<p>12 第1号のロ又はハに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員が締結した契約に係る工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>

<p>(建設業法違反行為)</p> <p>1 3 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>1 4 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑（令和4年法律第67号による改正前の刑法の規定による禁こ以上の刑を含む。以下においても同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(経営不振)</p> <p>1 7 不渡手形を出し、又は銀行取引停止となるなど倒産状態に陥り、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>1 8 前号に掲げる場合のほか、経営状態が不安定で工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>2か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上18か月以内</p> <p>2か月以上18か月以内</p> <p>2か月以上18か月以内</p> <p>経営状態が安定したと認められる日まで</p> <p>経営状態が安定したと認められる日まで</p>
---	---

別表第3

暴力団との関係に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>1 有資格業者である個人若しくは法人の役員又はそれらの使用人若しくはそれらの経営に実質的に関与している者（以下「有資格業者等」と総称する。）が、佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは第3号に規定する暴力団員等又は暴力団とつながりが明らかな準構成員であると認められるとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内（期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。）</p>
<p>2 有資格業者等が、暴力団関係者を雇用又は使用したと認められるとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内（期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。）</p>
<p>3 有資格業者等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団関係者を利用したと認められるとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内（期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。）</p>
<p>4 市工事等の履行に当たり、有資格業者等が暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したと認められるとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内（期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。）</p>

<p>5 有資格業者等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内（期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。）</p>
<p>6 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内（期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。）</p>
<p>7 有資格業者等が受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者からの不当な要求や介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市及び警察に届けなかったとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p>

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

佐賀市長



指 名 停 止 通 知 書

佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、この措置について「佐賀市指名停止等の措置に係る苦情処理手続要領」の定めるところにより、佐賀市長に対して苦情申立てをすることができる。

記

- 1 指名停止期間 年 月 日から  
年 月 日まで（ か月）
- 2 指名停止の理由
- 3 指名停止の根拠

（参考）指名停止期間中の取扱い

- 1 競争入札への参加を認めない。
- 2 原則として随意契約の相手方として認めない。
- 3 下請負人となることを承認しない。

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

佐賀市長



指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって、貴社に対し、指名停止を行った旨を通知したが、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の規定に基づき、下記のとおり当該指名停止期間を変更したので通知する。

記

1 指名停止期間

変更前	
変更後	

2 指名停止期間の変更理由

3 指名停止の根拠

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

佐賀市長



指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって、貴社に対し、指名停止を行った旨を通知したが、このたび当該指名停止を解除したので通知する。

記

1 指名停止解除理由